

8 後期高齢者医療制度に加入されていた方の葬祭費の支給

手続きの説明

後期高齢者医療制度に加入されていた方がお亡くなりになった場合、申請により葬儀を行った方に葬祭費が支給されます。社会保険等から葬祭費（埋葬費）相当の支給を受けられる場合は支給できません。詳しくはお問い合わせください。

申請書

- ・後期高齢者医療葬祭費支給申請書
- ※申請書は区のホームページからダウンロードできます。

持ち物

- ・亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証など被保険者番号がわかるもの
- ・葬儀費用の領収書（写し）
- ・葬儀を行った方の振込先金融機関口座のわかるもの

受付窓口

- ・国保・年金課後期高齢者医療（郵送も可）
- ・各総合支所くみん窓口、各出張所【窓口一覧参照】

期限

- ・葬儀を行った日の翌日から2年以内

問い合わせ先

- ・国保・年金課後期高齢者医療 電話 5 4 3 2 - 2 3 9 0
FAX 5 4 3 2 - 3 0 0 5

9 後期高齢者医療被保険者証等の返納

手続きの説明

後期高齢者医療被保険者証等（被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証）の返納が必要です。詳しくはお問い合わせください。

申請書等

- ・なし

持ち物

- ・後期高齢者医療被保険者証等（被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証）

受付窓口

- ・国保・年金課後期高齢者医療
- ・各総合支所くみん窓口、各出張所【窓口一覧参照】
- ・各まちづくりセンターも可

期限

- ・なし

問い合わせ先

- ・国保・年金課後期高齢者医療 電話 5 4 3 2 - 2 3 9 0
FAX 5 4 3 2 - 3 0 0 5